

(昭和53年7月26日 53林野組第157号)

最終改正：令和6年3月21日 5林政経第294号

## 森林組合模範定款例（出資組合の場合）

### 第1章 総 則

#### （目的）

第1条 この組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。

#### （事業）

第2条 この組合は、組合員のため次に掲げる事業を行う。

- 1 組合員のためにする森林の経営に関する指導
- 2 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- 3 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
- 4 鳥獣害の防止、病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
- 5 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
- 6 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
- 7 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（第9号に掲げるものを除く。）
- 8 組合員の生産する林産物を材料とする建物その他の工作物の建設及び売渡し
- 9 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。）の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売
- 10 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う林業その他の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 11 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業
- 12 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け及び交換
- 13 組合員が森林所有者（権原に基づき、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。以下同じ。）である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業
- 14 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業
- 15 組合員の労働力をを利用して行う林産物その他の物資の加工に関する事業
- 16 組合員の労働力をを利用して行う食用きのこその他の林産物の生産に関する事業
- 17 組合員のための森林経営計画の作成
- 18 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業
- 19 組合員の福利厚生に関する事業
- 20 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るために教育並びに組合員に対する一般的情報の提供

- 21 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
  - 22 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）の規定に基づいて行う森林保険に関する業務
  - 23 農林中央金庫及び〇〇銀行に対する組合員の、負担する債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする債権の取立て
  - 24 独立行政法人農林漁業信用基金の業務の代理
  - 25 林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）の規定に基づき、〇〇県の委託を受けてするその債権の保全及び取り立て
  - 26 第1号から第21号までに掲げる事業に附帯する事業
- ② この組合は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事業を行う。
- 1 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当林地（森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。）をいう。以下同じ。）の売渡し及び区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る転用相当林地の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業
  - 2 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者である組合員が協定を締結して行う森林施業の共同化に関する規程（以下「共同施業規程」という。）の制定及び当該協定への参加の勧奨の事業
  - 3 林業を行う組合員の利益の増進又は森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはこの組合が自ら經營することが相当と認められる森林で、この組合の地区内にあるもの及びこれに併せて經營することを相当とするこの組合の地区外にあるものについての森林の經營（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに附帯する事業
  - 4 組合員のための木材安定供給確保事業に関する計画の作成
- 「備考」
- (1) 第1項及び第2項に列挙してある事業中行わない事業は、削ること。
  - (2) 保管事業を行う組合で組合員の寄託物について倉荷証券を発行するものにあっては、第1項第21号の次に「倉荷証券の発行」を掲げること。
  - (3) 第2項第2号の事業は、第1項第2号及び第11号に掲げる事業を行う組合においてのみ掲げること。
- (名称)
- 第3条 この組合は、〇〇（村（市町））森林組合という。
- (地区)
- 第4条 この組合の地区は、〇〇県（都道府）〇〇郡〇〇村（町）又は〇〇市の区域とする。
- (事務所の所在地)
- 第5条 この組合の事務所は、〇〇県（都道府）〇〇郡〇〇村（町）又は〇〇市に置く。
- 「備考」

従たる事務所を置く組合にあっては、「この組合の事務所は」を「この組合の主たる事務所は」に改め、第2項として「従たる事務所は、○○県（都道府）○○郡○○村（町）又は○○市に置く。」を設けること。

#### （公告の方法）

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

- ② 出資一口の金額の減少、合併又は分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）をする場合には、官報に公告するものとする。
- ③ 前項の公告の内容は、○○新聞に掲載するものとする。
- ④ 第1項の規定による方法により公告をする場合には、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

- 1 出資一口の金額の減少、合併又は分割の公告 公告に定める異議を述べることができる期間を経過する日（ただし、当該期間は1月を下ることができない。）
- 2 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後1月を経過する日

#### 「備考」

- (1) 電子公告を行う組合にあっては、第3項中「○○新聞に掲載する」を「電子公告により行う」に改め、第4項中「第1項の規定による方法」の後に「又は電子公告」を加えること。
- (2) 出資一口の金額の減少、合併又は分割をする場合に、知れている債権者に対して各別に催告する組合にあっては、第3項を削除し、第4項を第3項とし、本条の次に次の1条を加える。

第6条の2 出資一口の金額の減少、合併又は分割をする場合には、前条第2項に規定する官報の公告のほか、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

## 第2章 組 合 員

#### （組合員の資格）

第7条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

- ② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

- 1 この組合の地区内にある（○アール以上の）森林の森林所有者である個人（当該個人の推定相続人で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者（以下「後継者」という。）を含む。以下同じ。）
- 2 この組合の地区に隣接する市町村にある（○アール以上の）森林の森林所有者である個人であって、この組合の地区内に住所を有するもの
- 3 この組合の地区内にある森林の森林所有者である生産森林組合又は（○アール以上）の森林の森林所有者である法人（生産森林組合を除く。）
- 4 この組合の地区に隣接する市町村にある森林の森林所有者である生産森林組合又は（○アール以上の）森林の森林所有者である法人（生産森林組合を除く。）であって、この組合の地区内に住所を有するもの

- ③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
  - 1 前項各号に掲げる者又はこの組合が主たる構成員又は出資者となっている団体（前項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）
  - 2 この組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者で、この組合の事業を利用することが相当であると認められるもの（前項各号及び前号に掲げる者を除く。）
  - 3 この組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でこの組合の事業を利用することが相当であると認められるもの（前項各号及び前2号に掲げる者を除く。）
- ④ 組合員になろうとする者が組合員である資格を有するか否か明らかでないときは、理事会の決議によってこれを決する。

「備考」

- (1) 後継者の人数に制限を設ける組合にあっては、第2項第1号中「当該個人が指定する者」を「当該個人が指定する者（ただし、〇人を超えることができない。）」に改める。
- (2) 法人に面積制限を設けない組合にあっては、第2項第3号及び第4号中「又は（〇アール以上の）森林の森林所有者である法人（生産森林組合を除く。）」を「その他の法人」に改める。

（加入）

第8条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称及び住所並びに引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しないことの表明及び将来にわたっても該当しないことの確約を記載しなければならない。

- ② 後継者にあっては、加入申込書に当該森林所有者の委託を受けて森林の経営を行うものであること及び当該森林所有者が指定する者であることを証する書面を添付するとともに、組合の求めに応じて、当該森林所有者の推定相続人であることを証する書類を添付しなければならない。
- ③ 生産森林組合その他の団体にあっては、加入申込書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 1 定款又はこれに代わるべき書類
  - 2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入意思を証する書面
  - 3 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- ④ この組合は、第1項の規定により加入の申込みを受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知する。
- ⑤ この組合は、前項の規定により加入を承諾する旨の通知を受けた申込者に出資の払込みをさせるとともに、遅滞なく組合員名簿に記載する。
- ⑥ 申込者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。

「備考」

- (1) 出資について分割払込制をとる組合にあっては、第5項中「出資」を「出資第1回」に改める。
- (2) 加入金を徴収することを定めている組合にあっては、第6項中「出資の払込み」を「出資の払込み及び加入金の支払」に改める。

(持分の譲渡制限)

第9条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- ② 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、前条の規定の例による。ただし、同条第5項の出資の払込みをさせない。

(相続加入等)

第10条 死亡した組合員の相続人であって、組合員である資格を有するもの（相続人であって組合員である資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人）が相続開始後300日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

- ② 被相続人である森林所有者の相続開始により、後継者が組合員の資格を喪失した場合であっても、相続開始後300日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

(加入の承諾の停止)

第11条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日の2週間前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。

「備考」

役員の選挙につき総会外選挙制を採る組合にあっては、「総会終了までの間」の次に「及び総会外選挙の期日の2週間前から選挙終了までの間」を加えること。

(届出義務)

第12条 組合員がその資格を失い、又は氏名若しくは名称、住所、組合員である法人の定款若しくは役員若しくは組合員である団体の規約若しくは役員の変更があったときは、直ちにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(脱退)

第13条 組合員は、事業年度末の60日前までにこの組合に書面により脱退の予告をし、その事業年度末に脱退することができる。

(除名)

第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の日の7日前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 1 引き続き5年以上この組合の事業を全く利用しなかったとき。
  - 2 出資の払込み、賦課金の払込みその他組合に対する義務の履行を怠ったとき。
  - 3 組合の事業を妨げる行為をしたとき（暴力団員等、暴力団員等がその事業を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくはその業務の補助者として使用するおそれのある当該組合員が、この組合又は他の組合の組合員に損害を与える、又は損害を与えるおそれのある行為をしたときを含み、前号又は次号の規定に該当する場合を除く。）。
  - 4 法令又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
  - 5 第8条第1項の表明又は確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ② 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

### 第3章 出資、経費分担及び積立金

#### （出資義務及び出資の最高限度）

- 第15条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、○○口を超えることができない。
- ② この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに對して与える出資口数は、別表のとおりとする。

#### 「備考」

現物出資のない組合にあっては、第2項及び別表を削ること。

#### （出資1口の金額及び払込みの方法）

- 第16条 出資1口の金額は、金○千円とし、全額一時払込みとする。
- ② 組合員は、前項による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

#### 「備考」

出資について分割払込制を探る組合にあっては、本条を次のように規定すること。

#### （出資1口の金額及び払込みの方法）

- 第16条 出資1口の金額は金○千円とし、○回分割払とする。ただし、全額一時に払い込むことを妨げない。
- ② 出資第1回の払込金額は、1口につき金○千円以上とし、第2回以後の出資の払込みは、第1回の出資払込みの事業年度の次の事業年度から毎事業年度1口につき金○千円以上を払い込むものとする。ただし、第2回以後の出資の払込みについては、配当する剰余金のうちから払込みに充てることができる。
- ③ 組合員は、前2項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

#### （回転出資）

- 第17条 組合員は、第71条の規定によりその事業の利用分量に応じて配当される毎事業年度の剰余

金の額に相当する金額を超えない範囲で総会で定める金額を、回転出資金として、5年を限り、この組合に出資しなければならない。

「備考」

回転出資金制度を探らない組合にあっては、本条を削ること。

(出資口数の増加)

第18条 出資口数を増加しようとする組合員については、第8条第1項、第4項及び第5項の規定を準用する。ただし、同条第1項後段の表明及び確約の記載は、これを必要としない。

(出資口数の減少)

第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、理事会の決議を経て、事業年度末においてその出資口数を減少することができる。

(加入金)

第20条 この組合は、組合に加入する者（持分の譲受け、相続又は第10条第2項の規定によって加入了した者を除く。）から加入金を徴収する。

② 前項の加入金に関する事項は、規約で定める。

「備考」

加入金を徴収しない組合にあっては、本条及び第26条第1項第1号を削ること。

(賦課金)

第21条 この組合は、第2条第1項第1号、第4号、第10号及び第17号から第21号までの事業並びにこれらの事業に附帯する事業の経費に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

② 前項の賦課金の額、徴収時期及び徴収方法は、総会で定める。

③ 前2項の規定により既に徴収した賦課金は、これを返還しない。

(使用料又は手数料)

第22条 この組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

② 前項の使用料又は手数料に関する事項は、規約で定める。

(分担金)

第23条 この組合が森林組合法（以下「法」という。）第25条〔分担金〕の規定により員外者に分担金を課するため同条第1項の認可を受けようとするときは、あらかじめ総会の決議を経なければならない。

(過怠金)

第24条 組合員が出資又は賦課金の払込みを怠ったときは、組合は、払込予定金額に対し払込期限の翌日から払込完了の日まで年14.6パーセントの割合で組合員から過怠金を徴収することができる。

#### (法定準備金)

第25条 この組合は、損失の墳補に充てるため、出資金の総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失のある場合には、これを墳補した後の残額。以下同じ。）の5分の1以上を法定準備金として積み立てなければならない。

#### (資本準備金)

第26条 この組合は、次の各号に掲げる金額を資本準備金として積み立てるものとする。

- 1 徴収した加入金の額
  - 2 合併差益
  - 3 分割差益
  - 4 減資差益
- ② 前項の資本準備金は、損失の墳補に充てるほか、取り崩してはならない。

#### (任意積立金)

第27条 この組合は、剰余金から任意積立金を積み立てることができる。

- ② 任意積立金は、損失の墳補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。  
ただし、総会の決議による場合は、この限りでない。

#### (職員退職給付引当金)

第28条 この組合は、職員退職給付規程の定めるところにより、毎事業年度職員退職給付引当金を引き当てる。

- ② 職員退職給付規程は、理事会の決議により定める。

#### (法定繰越金)

第29条 この組合は、第2条第1項第1号及び第20号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を指導、教育及び情報提供の事業資金として翌事業年度に繰り越さなければならない。

#### (持分)

第30条 この組合の財産についての組合員の持分は、事業年度末において、次の標準により定める。

- 1 払込済出資金（回転出資金を除く。以下同じ。）の総額に相当する財産については、各組合員の払込済出資額（回転出資金の額を除く。以下同じ。）とする。ただし、その財産が払込済出資金の総額より減少したときは、各組合員の出資額（回転出資金の額を除く。）に応じて減額して算定する。
  - 2 回転出資金の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ回転出資金の額に応じて事業年度ごとに算定して加算する。ただし、その財産が回転出資金の総額より減少したときは、各組合員に算定されている回転出資金の額に応じて減額して算定する。
  - 3 その他の財産については、この組合の解散の場合に限り算定するものとし、その算定の方法は、総会で定める。
- ② 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、切り捨てる。

「備考」

回転出資金制度を採らない組合にあっては、第1項第1号中「（回転出資金を除く。以下同じ。）」、「（回転出資金の額を除く。以下同じ。）」及び「（回転出資金の額を除く。）」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とすること。

(持分の払戻し)

第31条 組合員が脱退した場合には、前条第1項第1号及び第2号の規定により算定した持分の払戻しをする。ただし、除名により脱退した場合には、同項第1号及び第2号の規定により算出した持分額の2分の1とする。

- ② 組合員が出資口数を減少した場合には、前条第1項第1号の規定により算定した持分額のうち減少した出資口数に応する持分額の払戻しをする。
- ③ 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、組合は第1項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

「備考」

回転出資金制度を採らない組合にあっては、第1項中「前条第1項第1号及び第2号」を「前条第1項第1号」に、「同項第1号及び第2号」を「同号」に改めること。

## 第4章 役職員

(役員の定数)

第32条 この組合に、役員として理事○人、監事○人を置く。

(役員の選挙)

第33条 役員の選挙は、附属書役員選挙規程の定めるところにより行う。

「備考」

役員の選出について選任の方法を採る組合にあっては、本条を次のように規定する。

(役員の選任)

第33条 役員の選任は、附属書役員選任規程の定めるところにより行う。

(代表理事)

第34条 組合を代表すべき理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。

(組合長、専務理事及び常務理事)

第35条 理事のうちから組合長1人を理事会の決議により選任する。ただし、正組合員である個人及び正組合員である生産森林組合の理事以外の者から選出された理事は、組合長となることができない。

- ② 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。
- ③ 組合長は、組合の業務を統括する。
- ④ 専務理事は組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定め

られた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理し、組合長欠員のときはその職務を行う。

- ⑤ 常務理事は、組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定められた順位に従い、組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理し、組合長及び専務理事欠員のときはその職務を行う。

### 第36条 削除

#### (役員の職務遂行義務)

第37条 役員は、法令、法令に基づいてする行政手続の処分、定款、規約、信託規程、林地処分事業実施規程、共同施設規程及び森林經營規程並びに総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### (理事の職務等)

第37条の2 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

- ② 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- 1 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。
  - 2 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- ③ 民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。
- ④ 第2項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務)

第37条の3 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

- ② 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ③ 監事は、理事から計算関係書類等（計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び注記表をいう。以下次条及び第38条までにおいて同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。以下次条までにおいて同じ。）を受領したときは、監査報告を作成しなければならない。
- ④ 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会にその調査の結果を報告しなければならない。
- ⑤ 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- ⑥ 前項の場合において必要があると認めるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。
- ⑦ 第59条の2第4項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。
- ⑧ 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- ⑨ 理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより組合に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、監事は、理事に対しその行為をやめることを請求することができる。
- ⑩ 監査についての細則は、監事がこれを定める。
- ⑪ 前項の細則は、総会の決議を経なければならない。

#### 「備考」

子会社等を有する組合は、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

⑩ 監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (決算関係書類の承認)

第37条の4 監事が前条第3項の規定により作成する監査報告は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 監事の監査の方法及びその内容
  - 2 計算書類及びその附属明細書が組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
  - 3 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
  - 4 剰余金処分案又は損失処理案が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
  - 5 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見
  - 6 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
  - 7 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - 8 追記情報
  - 9 監査報告を作成した日
- ② 監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、当該通知を受ける者として定められた理事又は監査を受けるべき計算関係書類等を作成した理事（以下「特定理事」という。）に対し、前項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。
- 1 計算書類の全部及び事業報告を受領した日から4週間を経過した日
  - 2 計算書類及び事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
  - 3 特定理事及び監事が合意により定めた日があるときは、その日
- ③ 監事の監査を受けた計算関係書類等については、理事会の承認を受けなければならない。
- ④ 組合長は、通常総会の招集の通知に際して、組合員に対し、前項の計算関係書類等及びその監査報告（以下「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。
- ⑤ 理事は、決算関係書類を通常総会に提出し、計算書類及び事業報告について、通常総会の承認

を求めなければならない。

- ⑥ 理事は、決算関係書類を、通常総会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備えて置くとともに、その写しを通常総会の日の2週間前の日から3年間従たる事務所に備えて置かなければなければならない。

(役員の損害賠償責任等)

第38条 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ② 前項の責任の原因となった行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
- ③ 役員がその職務を行うについて、悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。組合の成立の日における貸借対照表、事業年度ごとの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書又は監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。
- ④ 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帶債務者とする。

「備考」

- (1) 役員との間で補償契約を締結する組合にあっては、本条の次に次の1条を加える。

(補償契約)

第38条の2 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

- 1 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
- 2 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
- イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
- ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- ② 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
- 1 前項第1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- 2 組合が前項第2号の損害を賠償するとすれば当該役員が組合に対して前条第1項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
- 3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部
- ③ 補償契約に基づき第1項第1号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

- ④ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
  - ⑤ 第37条の2第2項及び第4項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
  - ⑥ 民法第108条の規定は、第1項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。
- (2) 役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあっては、本条の次に次の1条を加える。

(役員のために締結される保険契約)

第38条の2 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（第3項において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

- ② 第37条の2第2項及び第4項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。
- ③ 民法第108条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第1項の決議によってその内容が定められたときに限る。

(役員の改選請求)

第38条の2 正組合員は、総正組合員の5分の1以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

- ② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。
- ③ 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- ④ 第1項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。
- ⑤ 第3項の書面の提出があったときは、理事は、総会の日の1週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- ⑥ 第1項の規定による請求につき第4項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

「備考」

本条第1項中「5分の1」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

(役員の任期)

第39条 役員の任期は、就任後3年以内の最終決算期に関する通常総会の終了の時までとする。

- ② 補欠選挙及び再選挙並びに法第52条及び第113条第2項の規定による改選により就任した役員

の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- ③ 前項の規定による就任が、役員の全員に係るときは、その任期は前項の規定にかかわらず、就任後3年以内の最終決算期に関する通常総会の終了の時までとする。
- ④ 役員の数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

「備考」

役員の選出について選任の方法を採る組合にあっては、第2項及び第4項中「選挙」を「選任」に改める。

(役員の報酬)

第40条 理事及び監事の報酬その他の給与は、総会の決議によって定める。

「備考」

理事及び監事の報酬その他給与を定款で定める場合にあっては、次のとおりとすること。

第40条 理事及び監事の報酬その他の給与は、次に定めるものとする。

- 1 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については〇〇円とする。
- 2 監事の報酬等は1人〇〇円とする。

(注)

第1号の報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法を記述し、金銭でないものについては、その具体的な内容を記述する。なお、これらの事項を定め、又は改定する議案を総会に提出した理事は、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。

(参事及び会計主任)

第41条 この組合に参事及び会計主任各1人を置くことができる。

- ② 参事は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を、誠実に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。
- ③ 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務に従事し、財務及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管並びに金銭の出納及び保管の責めに任ずる。
- ④ 正組合員は、総正組合員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
- ⑤ 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- ⑥ 第4項の規定による請求があったときは、理事会は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。
- ⑦ 理事は、前項の可否を決する日の1週間前までに当該参事又は会計主任に第5項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

「備考」

第4項中「10分の1」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

(連合会の行う監査への協力)

第42条 理事は、〇〇森林組合連合会からその監査の対象とする旨の通知を受けたときは、監査を受けるように努めるとともに、その実施に当たってはこれに協力しなければならない。

② 理事又は監事は、この組合の業務又は会計の適正な運営に資するため必要があると認めるときは、〇〇森林組合連合会に対し、その監査を受けたい旨を申し出ることができる。

## 第5章 総 会

### (総会の招集)

第43条 組合長は、理事会の決議を経て毎事業年度1回〇月又は〇月に通常総会を招集する。

② 組合長は、次に掲げる場合に理事会の決議を経て臨時総会を招集する。

- 1 理事会が必要と認めたとき。
- 2 正組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合長に提出して総会の招集を請求したとき。
- 3 第38条の2第1項の規定により役員の改選を請求したとき。

### [参考]

役員との間で補償契約を締結する組合及び役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあっては、第38条の2が（役員の改選請求）ではない場合もあるので留意すること。

③ 前項第2号又は第3号の場合には、理事会は、請求があった日から20日以内に臨時総会の招集を決しなければならない。

④ 監事は、次の場合には総会を招集しなければならない。

- 1 組合長若しくは組合長の職務を代理する者がないとき。
- 2 第2項第2号若しくは第3号の請求があった場合において組合長若しくは組合長の職務を代理する者が正当な理由がないのに招集の手続をしないとき。

### 「備考」

- (1) 第1項中「〇月又は〇月」には連続する2月を規定すること。
- (2) 第51条の2で電磁的方法により議決権を行うことを定める組合で第2項の請求について電磁的方法により行うことを認めるものにあっては、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加えること。

④ 正組合員は、第2項第2号による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提供することができる。

⑤ 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

- (3) 第2項第2号中「5分の1」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

### (総会の招集手続)

第44条 総会を招集する場合には、理事会の決議により次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 総会の日時及び場所
- 2 総会の目的である事項があるときは、その事項
- 3 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条、第79条第2項及び第80条から第88条の5までに定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その

## 変更の理由及び内容)

- ② 総会を招集するには、組合長は、その総会の日の10日前までに、組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。
- ③ 前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。
  - 1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄
  - 2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項
  - 3 議決権の行使の期限

## 「備考」

- (1) 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、第3項中「前項」を第2項に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
  - ③ 組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。  
第4項の次に次の1項を加える。
    - ⑤ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による書類及び書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、これらの書類を当該組合員に交付しなければならない。
- (2) 第51条の2〔書面による議決権の行使〕の規定において、書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法による行使を認めることを規定した場合にあっては、本条の備考(1)を次のように改める。
  - (1) 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、第1項に次の1号を加える。
    - 4 書面による総会の招集の通知に代えて電磁的方法による通知を発することを承諾した組合員の請求があったときに、当該組合員に対して議決権行使書面の交付（議決権行使書面の交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨  
第3項中「前項」を第2項に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
      - ③ 組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。  
第4項の次に次の2項を加える。
        - ⑤ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、総会参考書類を当該組合員に交付しなければならない。
        - ⑥ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

- (1の2) 第51条の2において議決権を重複して行使した場合の取扱に関する事項を定めない場合は、第1項中最後となる号に次の1号を加える。
- 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項
- (3) 電磁的方法をもって議決権を行うことができる旨を第51条の2〔電磁的方法による議決権の行使〕に規定する場合にあっては、本条の備考(1)を次のように改める。
- (1) 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、第3項中「前項」を第2項に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- ③ 組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。  
第4項の次に次の2項を加える。
- ⑤ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、総会参考書類を当該組合員に交付しなければならない。
- ⑥ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。
- (1の2) 第51条の2において議決権を重複して行使した場合の取扱に関する事項を定めない場合は、第1項第3号の次に次の1号を加える。
- 4 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項
- (4) 第51条の2を規定しない場合は、本条の備考(1)を次のように改める。
- (1) 第1項第3号を次のように改める。
- 3 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
- イ 役員の選任  
ロ 役員の報酬等  
ハ 事業譲渡  
ニ 定款の変更  
ホ 合併  
ヘ 分割  
ト 法第108条の3第1項に定める森林組合連合会の権利義務の承継  
第3項を次のように改める。
- ③ 前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1の2) 総会の招集を電磁的方法により通知する場合は、第3項を次のように改める。
- ③ 組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁

的方法により通知を発することができる。

第3項の次に次の1項を加える。

- ④ 第2項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(5) 総会の招集に際し、電子提供措置をとる場合は、第3項中「前項」を「第2項」に、「第1項各号」を「電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

③ 組合は、総会の招集に際し、総会参考書類、決算関係書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

第4項の次に次の1項を加える。

⑤ 組合は、総会の日の2週間前までに組合員から森林組合法第60条の3の2で準用する会社法第325条の3第1項各号に掲げる事項(以下「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付請求があったときは、これらの書類を当該組合員に交付しなければならない。ただし、役員の選挙に係る総会の場合は、組合員が交付請求できる期間を総会の日の20日前までとする。

(注)

(1) 組合員から書面交付請求のあった電子提供措置事項のうち農林水産省令で定めるものの全部又は一部について交付書面に記載しない場合は、第5項の次に次の1項を加える。

⑥ 組合は、電子提供措置事項のうち森林組合法施行規則第79条の4で定めるものについては、前項の規定により交付する書面に記載しないことができる。

(2) 役員の選出について選任の方法を採る場合は、第5項中「ただし、役員の選挙に係る総会の場合は、組合員が交付請求できる期間を総会の日の20日前までとする。」を削る。

(3) 議決権行使書面の内容である情報について電子提供措置をとる場合は、第3項中「総会参考書類、」の後に「議決権行使書面及び」を加え、第4項を次のように改める。

④ 第2項の通知には、電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項として次に掲げる事項を記録した情報を提供しなければならない。

1 各議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。)を記載する欄

2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

3 議決権の行使の期限

(総会の定足数)

第45条 総会は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて決議することが出来ない。

② 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合長は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き決議することができる。ただし、第50条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項についてはこの限りでない。

(総会の決議事項)

第46条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならぬ。

- 1 定款の変更
  - 2 規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程、共同施業規程又は森林経営規程の設定、変更又は廃止
  - 3 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
  - 4 経費の賦課及び徴収の方法
  - 5 每事業年度内における借入金の最高限度
  - 6 事業の全部の譲渡又は第2条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号まで若しくは第11号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡
  - 7 計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案及び注記表をいう。）及び事業報告
  - 8 1組合員及び1の組合員以外の者に対する貸付金額の最高限度
  - 9 分担金の徴収及びその方法
  - 10 1組合員の負担する債務に対する債務保証の最高限度及び毎事業年度内における債務保証の最高限度
  - 11 森林組合連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること。
  - 12 組合若しくは森林組合連合会への加入又は組合若しくは森林組合連合会からの脱退
  - 13 この組合が加入している森林組合連合会の合併又は分割について同意すること
  - 14 農林中央金庫への加入又はこれからの脱退
  - 15 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は会社若しくは団体（森林組合連合会及び農林中央金庫を除く。）に対し出資若しくは出えんをすること。
  - 16 その他理事会において必要と認める事項
- ② 前項第15号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

(緊急議案)

第47条 総会においては、出席した正組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第44条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても決議することができる。ただし、第50条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項はこの限りでない。

「備考」

役員の選出につき、選任の方法を採用する組合にあっては、本条ただし書中「第50条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項」の次に「及び役員の選任（第38条の2及び法第113条第2項の規定による改選を除く。）」を加えること。

[参考]

役員との間で補償契約を締結する組合及び役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあっては、第38条の2が（役員の改選請求）ではない場合もあるので留意して規定すること。

#### (役員の説明義務)

第48条 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

② 前項に規定するその他正当な理由がある場合とは、次に掲げる場合とする。

- 1 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
  - イ 当該組合員が総会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合
  - ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 2 組合員が説明を求めた事項について説明することにより組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 3 組合員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 4 前3号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な理由がある場合

#### (総会の議事)

第49条 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 総会の議長は、出席した正組合員のうちから正組合員が選任する。

③ 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

#### (特別決議事項)

第50条 次に掲げる事項は、総正組合員の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の三分の2以上の多数で決しなければならない。

- 1 定款の変更
- 2 解散、合併又は分割
- 3 組合員の除名
- 4 事業の全部の譲渡又は第2条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号まで若しくは第11号に掲げる事業の全部の譲渡
- 5 法第49条の3第4項の規定による責任の免除

#### 「備考」

本文中出席正組合員数の割合を半数を上回る割合に定める場合はその割合を、出席者の議決権の割合を三分の2を上回る割合に定める場合にあってはその割合を記載する。

#### (議決権の行使)

第51条 組合員は、それぞれ一個の議決権を有する。ただし、准組合員は、議決権を有しない。

② 正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができる。

③ 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

④ 第2項の代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

1 正組合員

2 その組合員と同じ世帯に属する成年者

3 その組合員の森林を管理する成年者

⑤ 代理人は、5人以上の正組合員を代理することができない。

⑥ 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

⑦ 組合は、総会の日から3月間、代理権を証明する書面をその主たる事務所に備えて置かなければなければならない。

⑧ 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

⑨ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

1 当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

3 請求者が代理権を証明する書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

4 請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

#### 「備考」

（1）代理権を証する書面の提出に代えて電磁的方法による証明を認める組合にあっては、第7項から第9項までを次のように改める。

⑦ 代理人は、前項の書面の提出に代えて、組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

⑧ 組合は、総会の日から3月間、代理権を証明する書面及び前項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。

⑨ 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

1 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

2 前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

本条に次の1項を加える。

⑩ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

1 当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利

の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

- 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- 3 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- 4 請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(2) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができないこととする組合は、本条第2項から第9項までを削る。

#### (書面による議決権の行使)

第51条の2 正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもつて議決権を行うことができる。

- ② 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
- ③ 第1項の規定によって書面による議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名の上、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。
- ④ 提出された議決権行使書面の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。
- ⑤ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。
- ⑥ 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- ⑦ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
  - 1 当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
  - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
  - 3 請求者が第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
  - 4 請求者が、過去2年以内において、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

「備考」

- (1) 書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める組合は、第4項から第7項までを次のように改める。
- ④ 正組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、組合の承諾を得て、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- ⑤ 前項の規定による電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。
- ⑥ 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。
- ⑦ 提出された議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。  
本条に次の3項を加える。
- ⑧ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。
- ⑨ 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
- 1 第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求
  - 2 前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したもの閲覧又は謄写の請求
- ⑩ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
- 1 当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
  - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
  - 3 請求者が第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
  - 4 請求者が、過去2年以内において、第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- (1の2) 書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める組合にあっては、一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項を定款で定めるときは、その取扱を第6項の次に次の1項を加えて規定する。

(記載例)

- ・最後に議決権行使したものと有効とする。
- ・最初に議決権行使したものと有効とする。
- ・当該議決権行使を無効とする。

(2) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条を次のように改める。

(電磁的方法による議決権の行使)

第51条の2 正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合の承諾を得て、電磁的方法をもって議決権を行うことができる。

- ② 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
  - ③ 第1項の規定によって電磁的方法による議決権行使しようとする正組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。
  - ④ 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。
  - ⑤ 提供された議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。
  - ⑥ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。
  - ⑦ 正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求をすることができる。
  - ⑧ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
    - 1 当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
    - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
    - 3 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
    - 4 請求者が、過去2年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- (2の2) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法をもって議決権を行うことができることとする組合にあっては、一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項を定款で定めるときは、その取扱を第4項の次に次の1項を加えて規定する。

(記載例)

- ・最後に議決権行使したものと有効とする。
- ・最初に議決権行使したものと有効とする。
- ・当該議決権行使を無効とする。

(3) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法をもって議決権を行うことができないこととする組合は、本条を削る。

(准組合員の発言権)

第52条 准組合員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

(総会議事録の作成)

第53条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 総会が開催された日時及び場所
- 2 総会の議事の経過の要領及びその結果
- 3 次に掲げる事項について述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案及び書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認め、総会にその調査結果を報告したとき
- ニ 監事が、総会において監事の報酬等について意見を述べたとき
- 4 総会に出席した役員の氏名
- 5 総会の議長の氏名
- 6 議事録を作成した理事の氏名

第6章 総代会

(総代会)

第54条 この組合は、総会に代るべき総代会を設ける。ただし、総代会においては、総代の選挙をすることができない。

- ② 総代会において組合の解散、合併、連合会の権利義務の包括承継又は分割の決議があったときは、組合長は、当該決議の日から10日以内に正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。
- ③ 総代会において既に決議した事項について総会において更にこれを決議することができる。この場合において、総代会と異なる決議をしたときは、以後総会の決議に従う。

「備考」

(1) 総代会において役員の選出等を行わせない組合にあっては、第1項ただし書中「総代の選挙」の次に、その総代会に行わせない事項を加えること。この場合において解散

及び合併の決議をさせない組合にあっては、第2項を削り、第3項を第2項とすること。

- (2) 第2項の決議に関し、総会の招集の請求に係る正組合員の同意の割合を5分の1を下回る割合に定める場合にあっては、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- ③ 前項の決議に関し、正組合員が総正組合員の○分の○以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当該総代会の決議の日から1月以内に組合長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の組織)

第55条 総代会は、総代によって組織する。

(総代の定数)

第56条 総代の定数は○名とし、正組合員が正組合員のうちから選挙する。

(総代の選挙)

第57条 総代の選挙については、附属書総代選挙規程の定めるところにより行う。

(総代の任期)

第58条 総代の任期は、3年とする。

② 附属書総代選挙規程第23条の規定による再選挙により就任した総代の任期及び同規程第25条の規定により定数の補充によって就任した総代の任期は、現任者の残りの期間とする。

(総会の規定の準用)

第59条 総代会には、この章に定めるもののほか、総会に関する規定を準用する。この場合において、第51条第4項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは「他の正組合員」と、同条第5項中「5人以上の」とあるのは「2人以上の」と、第52条中「准組合員」とあるのは「総代でない正組合員及び准組合員」と読み替えるものとする。

「備考」

総会において代理人をもって議決権を行うことができる旨を第51条に規定しない場合は、本条中「この場合において、第51条第4項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは「他の正組合員」と、同条第5項中「5人以上の」とあるのは「2人以上の」と読み替えるものとする。」を削る。

「備考」

総代会を置かない組合にあっては、第6章を削り、第59条の4第1項第3号中「及び総代」を削ること。

第6章の2 理事会

#### (理事会の招集者)

第59条の2 理事会は、組合長が招集する。

- ② 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- ③ 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- ④ 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

#### (理事会の招集手続)

第59条の3 理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開くことができる。

#### (理事会の決議事項)

第59条の4 この組合の事業の運営につき、次に掲げる事項は、理事会において決する。

- 1 事業を運営するための具体的方針の決定に関する事項
- 2 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 3 役員及び総代の選挙に関する事項
- 4 固定資産の取得又は処分に関する事項
- 5 参事及び会計主任の任免に関する事項
- 6 職員の給与に関する事項
- 7 この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん
- 8 前各号のほか理事会において必要と認めた事項

#### 「備考」

役員の選出について選任の方法を採る組合にあっては、第3号を「役員の選任及び総代の選挙に関する事項」に改める。

#### (理事会の報告事項)

第59条の5 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

- 1 組合員の加入及び脱退の状況
- 2 取扱高その他この組合の事業の実施状況
- 3 理事会の決定に係る事項の処理状況
- 4 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認めた事項

#### (理事会の決議方法及び議長)

第59条の6 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。

- ② 前項の議事に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- ③ 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第1項の理事の数にこれを算入しない。
- ④ 組合長は、理事会の議長となる。
- ⑤ 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。
- ⑥ 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、森林組合法施行規則第112条に定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- ⑦ 理事会の決議に参加した理事であって第5項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- ⑧ 第5項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 1 開催の日時及び場所
  - 2 理事会が次に掲げるいずれかにより招集されたものであるときは、その旨
    - イ 組合長以外の理事が、組合長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求して招集された場合
    - ロ 組合長以外の理事が、組合長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求したとき、組合長が理事会を招集する通知を発せず、当該請求をした理事が理事会を招集した場合
    - ハ 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、組合長に対し理事会の招集を請求して招集された場合
  - ニ 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、組合長に対し理事会の招集を請求したとき、組合長が理事会を招集する通知を発せず、当該監事が理事会を招集した場合
  - 3 議事の経過の要領
  - 4 議案別の決議の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
  - 5 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
  - 6 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、その旨を報告したときは、その意見又は発言の内容の概要
  - 7 監事が必要があると認め、意見を述べたときは、その意見又は発言の内容の概要
  - 8 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事の補償についての重要な事実の報告があったときは、その意見又は発言の内容の概要
  - 9 理事会に出席した役員の氏名
  - 10 理事会の議長の氏名

#### 「備考」

理事会の決議について、出席理事の数、又は決議の割合を過半数を上回る割合に定める場合

には、その割合とする。

## 第7章 事業の執行及び会計

### (事業年度)

第60条 この組合の事業年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までとする。

### 第61条 削除

### (員外利用)

第62条 この組合は、組合員の利用に支障のない限り、組合員以外の者に第2条第1項第3号及び第21号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業並びに第23号の事業並びに第2項第2号の事業並びに第3号の事業及びこの事業に附帯する事業以外の事業を利用させることができる。ただし、1事業年度において組合員並びに他の森林組合及びその組合員以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において組合員並びに他の森林組合及びその組合員が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

- ② この組合は、前項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、国、地方公共団体、国立研究開発法人森林研究・整備機構、○○造林公社又は森林組合法施行規則第1条第1項第4号に掲げる法人に第2条第1項第2号から第4号まで、第6号、第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号に掲げる事業（同項第3号、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事業にあっては森林組合法施行規則第1条第1項第4号に掲げる法人に利用させる場合を除き、第9号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。
- ③ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員が森林所有者である森林と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を利用させることができる。
  - 1 第2条第1項第1号から第4号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業
  - 2 第2条第1項第7号及び第17号に掲げる事業であって、同項第2号に掲げる事業と併せ行うもの（同項第7号に掲げる事業にあっては、木材に係る部分に限る。）
- ④ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、特定認定森林所有者（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第6条第4項の特定認定森林所有者をいう。以下同じ。）である組合員がその森林所有者である対象森林（特別措置法第6条第1項の対象森林をいう。以下同じ。）と一体として森林の保健機能の増進を図ることが必要であると認められる対象森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る特定認定森林所有者に、第2条第1項第13号に掲げる事業を利用させることができる。
- ⑤ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けようとする森林所有者に第2条第2項第4号に掲げる事業を利用させることができる。
- ⑥ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度にお

いて、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けた森林所有者である組合員がその森林と一体として伐採及び木材の搬出を行うことが必要であると認められる森林に係る森林所有者に、第2条第1項第7号に掲げる事業（木材に係る部分に限る。）を利用させることができる。

⑦ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員並びに他の森林組合及びその組合員が利用する事業の分量の額に2を乗じて得た額の範囲内で、次に掲げる事業を組合員以外の者に利用させることができる。

- 1 第2条第1項第2号に掲げる事業（施業に係る部分に限る。）
- 2 第2条第1項第7号に掲げる事業（林産物を原材料とする燃料の販売に係る部分に限る。）
- 3 第2条第1項第20号に掲げる事業

「備考」

員外利用を認めない相手方又は事業がある場合には、本条中該当部分を削ること。

（区分経理）

第63条 この組合は、森林組合財務処理基準令第4条の規定に従い、第2条第2項第1号に掲げる事業とその他の事業とを、同項第3号に掲げる事業とその他の事業とを、それぞれ区分して経理するものとする。

「備考」

第2条第2項第1号又は第3号に掲げる事業を行わない組合にあっては、本条中該当部分を削り、第2条第2項第1号及び第3号に掲げる事業のいずれをも行わない組合にあっては、本条を削ること。

（信託規程）

第64条 この組合は、第2条第1項第3号に掲げる事業の実施に当たっては、信託規程の定めるところによるものとする。

「備考」

第2条第1項第3号に掲げる事業を行わない組合にあっては、本条を削ること。

（林地処分事業実施規程）

第65条 この組合は、第2条第2項第1号に掲げる事業の実施に当たっては、林地処分事業実施規程の定めるところによるものとする。

「備考」

第2条第2項第1号に掲げる事業を行わない組合にあっては、本条を削ること。

（共同施業規程）

第65条の2 この組合は、共同施業規程の制定に当たっては、当該規程に対象地域を定めるものとする。

（森林経営規程）

第66条 この組合は、第2条第2項第3号に掲げる事業の実施に当たっては、森林経営規程の定めるところによるものとする。

「備考」

第2条第2項第3号に掲げる事業を行わない組合にあっては、本条を削ること。

(林地供給事業実施規程)

第67条 この組合は、第2条第1項第12号に掲げる事業の実施に当たっては、附属書林地供給事業実施規程の定めるところによるものとする。

「備考」

第2条第1項第12号に掲げる事業を行わない組合にあっては、本条を削ること。

(余裕金運用の制限)

第68条 この組合の余裕金は、次に掲げる目的以外の目的には運用することができない。

- 1 信用事業を行う協同組合若しくはその連合会、農林中央金庫、銀行又は信用金庫への預け金
- 2 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得
- 3 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得
- 4 銀行又は信託会社への金銭信託（元本補てん及び利益補足の契約があるものに限る。）
- 5 貸付信託の受益証券の取得

(預入れ先銀行及び金融債券等の種類)

第69条 次に掲げる事項は、毎事業年度総会の決議を経なければならない。

- 1 前条第1号の規定により預入れを行う協同組合若しくはその連合会、銀行又は信用金庫
- 2 前条第2号の規定により取得する農林中央金庫以外の金融機関の発行する債券の種類
- 3 前条第3号の規定により取得する債券の種類
- 4 前条第4号の規定による信託先銀行又は信託会社
- 5 前条第5号の規定により取得する証券の種類

(規約)

第70条 次に掲げる事項は、この定款に定めるものを除いて規約で定める。

- 1 総会、総代会及び理事会に関する規定
- 2 業務の執行及び会計に関する規定
- 3 役員に関する規定
- 4 組合員に関する規定
- 5 その他定款の実施に関して必要な規定

「備考」

総代会を置かない組合にあっては、第1号中「、総代会」を削ること。

第8章 剰余金の処分及び損失の処理

(剰余金の処分)

第71条 剰余金から、法定準備金に積み立てる金額、第29条の規定により繰り越す金額及び任意積立金を積み立てる場合にあってはその金額を差し引き、なお残余があるときは、払込済出資額に対する配当金、事業分量に対する配当金又は繰越金とする。

(配当)

第72条 出資に対する配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれをしたものとし、その率は、年7パーセント以内とする。

- ② 事業分量に対する配当は、その事業年度内において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を考慮して組合員の事業の利用分量に応じてこれをする。
- ③ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- ④ 第30条第2項の規定は、配当金の計算に準用する。

(損失の填補)

第73条 この組合は、事業年度末に損失がある場合には、任意積立金、資本準備金、法定準備金及び回転出資金の順に取り崩してその填補に充てるものとする。

- ② 前項の損失の填補に充てるべき回転出資金の額は、当該事業年度末における各事業年度の回転出資金の額の割合に応じてそれぞれこれを算定する。

「備考」

回転出資金制度を探らない組合にあっては、第1項中「法定準備金及び回転出資金」を「及び法定準備金」に改め、第2項を削ること。

## 附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。
- 2 この定款の変更の際現に存する理事であって専務理事又は常務理事という名称を使用する理事として理事会において選任されたものについては、変更後の定款第35条第2項の規定により選任された専務理事又は常務理事とみなす。

(別表)

現物出資をする組合員

氏 名	出資の目的 である財産	価 額	出資口数	備 考